

議事要旨(2)-1 SPE・信託専門委員会での検討状況（SPEの開示）について

冒頭に西川専門委員長より、これまで議論してきた「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲に関する適用指針（案）」は今回、「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針（案）」としているが、内容についての議論はすでに相当程度なされていることから、次回の企業会計基準委員会での議決を目指して進めていきたいと考えている旨の説明がなされた。引き続き秋葉統括研究員より、当該適用指針（案）の説明がなされた。

- ・ 従来は、監査委員会報告第 60 号の会計に関する部分に SPE に関する開示の定めを加える構成で適用指針（案）を検討していたが、ベンチャーキャピタルの連結等については、今後さらに事例を収集して慎重に検討することとされたことから、SPE の開示に関する部分だけを分離した上で、表題も変更した。
- ・ プロジェクト計画表において、SPE 開示は 2006 年第 4 四半期での公開草案の公表とされているほか、平成 19 年 3 月期から早期適用したいという実務界のニーズもある。したがって、1 月中の公開草案の公表を目指したい。
- ・ 本適用指針（案）の適用時期は、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度からとし、早期適用も認める予定である。
- ・ 本適用指針（案）では開示対象特別目的会社に関する新たな開示を行うこととしているが、このことは、出資者等の子会社に該当しないものと推定される特別目的会社の範囲について影響を及ぼすものではないこと、及び、本適用指針（案）による注記事項のうち、他に同様の開示を財務諸表において行っている場合には、その旨の記載をもって代えることができる旨を結論の背景において明文化した。
- ・ 子会社に該当しない特別目的会社のうち、本適用指針（案）における開示の対象とはならない特別目的会社を、従来は「実質支配力基準によっても明らかに子会社に該当しない特別目的会社」としていたが、範囲が不明確であるという指摘に対応し、かつ、漏れをなくすために、「開示対象特別目的会社以外で子会社に該当しない特別目的会社」という表現に改めた。
- ・ 開示例については、記載例が存在することをもって SPE を連結しなくても良いと誤解される懸念と、現在存在する様々な SPE の事例を幅広く開示すべきという見解とのバランスをとり、かつ誤解を招かないような表現に修正した。

この説明に対する委員等からの主な発言は以下のとおりである。

- ・ テーマアップの経緯等につき質問があり、事務局からは、SPE・信託専門委員会では SPE の開示が短期的なテーマとして取り上げられており、ベンチャーキャピタルの連結等は企業結合専門委員会で議論されてきたテーマであるとの説明がなされた。
- ・ 今後のスケジュール等について質問があり、事務局からは、SPE の開示については 3 月までに公表し、その後の議論は、プロジェクト計画表に記載されているとおり、2007 年末を目途に IASB/FASB における議論をふまえて論点整理を公表するよう行われる予定になっている旨が回答された。
- ・ 本適用指針（案）の適用時期は、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度とされているが、中間期の適用についてコメントがあり、これに対して事務局からは、原則的には中間期から適用するものと考えているが、専門委員会において再度検討のうえ明確化する旨が回答された。

以上